

令和4年12月19日
選挙管理委員会事務局

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定について

1 主旨

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を内容とした改正公職選挙法（公布：令和4年11月28日、施行：令和4年12月28日）が成立し、次回の衆議院議員総選挙から適用されることとなった。世田谷区においても、東京都第5区及び第6区の区域に変更があったので報告する。

2 東京都第6区から東京都第5区に変更となる区域

- (1) 若林まちづくりセンター管内（若林1～5丁目、三軒茶屋2丁目）
- (2) 上町まちづくりセンター管内（世田谷1～4丁目、桜1～3丁目、弦巻1～5丁目）

3 改定後の小選挙区の区域

(1) 東京都第5区

池尻、太子堂、**若林**、**上町**、下馬、上馬、代沢、奥沢、九品仏、等々力、上野毛、用賀、二子玉川、深沢まちづくりセンターの各管内

※ 東京都第5区は、これまで目黒区の一部との合区であったが、今回の改定により合区ではなく、世田谷区の5区の区域のみが選挙区となる。

(2) 東京都第6区

世田谷区のうち東京都第5区に属しない区域

4 投票区の変更

次の4つの投票区については、今回の選挙区の改定により投票区域が東京都第5区と第6区の部分に分割されるため、今後投票区域を変更する必要がある（2頁参照）。

なお、投票区域の変更は、世田谷区議会議員・区長選挙終了後、次の任期満了選挙（東京都知事任期満了：令和6年7月30日）までに行う。

ただし、衆議院が解散した場合は、直ちに変更し対応する。

【対象となる投票区】（ ）内は投票所

- 第10投票区（若林小学校）、第17投票区（桜木中学校）、
第18投票区（城山小学校）、第19投票区（代田南児童館（さくら花見堂内））

5 区民への周知

区のおしらせ1月1日号や区ホームページなどにより周知する。

6 その他

この度の公職選挙法の改正により、衆議院比例代表選出議員の東京都選挙区における選挙すべき議員の数について、従前の17人から19人に変更された。

7 今後のスケジュール

令和5年	6月以降	関係区域のまちづくりセンターや地元町会等への説明等
	9月	投票区域の変更の決定及び告示
令和6年	7月	東京都知事任期満了
令和7年	10月	衆議院議員任期満了

(参考) 若林及び上町まちづくりセンター管内

